

平成 26 年度第 2 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 26 年 8 月 20 日（水）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	
出席委員 （10 名）	藤野会長、陶山副会長、金子委員、鈴木委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員、人見委員
事務局 （11 名）	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、事業センター担当長、破砕処理場担当長、リサイクルプラザ担当長、上家主査、宮田主任
傍聴者 （0 名）	なし

【開 会】

（事務局）挨拶

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席（1 名欠席）のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

（会長）挨拶

【審 議】

（事務局）

それでは、これより進行は会長をお願いします。

（会長）

平塚市一般廃棄物処理基本計画が議題となっています。資料が提示されていますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

以下の資料を説明。

- ・資料 1 平塚市一般廃棄物処理基本計画に関する答申の論点整理
- ・資料 2 議論の対象「家庭系ごみ編・事業系ごみ編・その他」
- ・資料 3 生活系ごみの県内 19 市比較（平成 24 年度実績）
- ・参考資料 1 一般廃棄物処理基本計画に関する年度スケジュール
- ・参考資料 2 第三次循環基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）のポイント
- ・参考資料 3 食品リサイクル法見直し関係資料
- ・参考資料 4 平塚市多量排出事業者一覧（平成 25 年度）
- ・参考資料 5 平塚市一般廃棄物収集運搬許可業者が受託している主な排出事業者の割合（平成 26 年 6 月 23 日現在）

（会長）

資料 1 の 3 ページから 4 ページにかけての部分は、資料 2 の「家庭系ごみ編」「事業系ごみ編」「その

他」]としてまとめていただいています。本日はこの資料2の内容を議論していくこととなりますが、その前に資料に関して、何か質問はありますか。

(委員)

資料3について、平塚市の数値が比較的他市より良くない状況になっています。原因は分かっていますか。何か改善が足りないのでしょうか。

(事務局)

各都市における状況も異なります。十分な分析はできていません。

(事務局)

資料3の⑦の割合は生活系ごみの排出量を分母に、生活系ごみの資源ごみの排出量を分子として計算したものです。この割合を高めるには、基本的には分母の排出量を減少させるか、分子の排出量を増加させるかのいずれかになります。そこで、資源ごみの1つである容器包装プラスチックを例にとりますと、平塚市の場合、一日一人当たりの排出量が約30グラムと試算できますが、他市を見てみると40グラムから50グラム近くに達しているところもあります。②の排出量が平塚市よりも低いところで、こういった数値を実現できているところもありますので、平塚市もまだ可燃ごみに混入している容器包装プラスチックの分別をより進める余地があると考えられます。また、剪定枝の資源化事業に取り組んでいる都市も⑥が増加することになりますので、全体として⑦の割合が高くなる傾向があります。平塚市も平成27年10月頃から、剪定枝の資源化事業の実施を予定していますので、その面においては⑥が増加することになります。

(会長)

今の話ですが、⑥の生活系ごみの資源ごみの排出量を増やすと、②の生活系ごみの排出量もそれに伴って増えますよね。

(事務局)

はい。⑥の資源ごみ量の増加に伴い、⑦の割合は増加しますが、確かに、同時に分母を構成する②の排出量も増加します。

(会長)

その他にはいかがですか。

(委員)

剪定枝を資源化している都市はどこですか。

(事務局)

鎌倉市、厚木市、藤沢市、三浦市、大和市などです。

(会長)

その他に質問はありませんか。

(全委員)

特になし。

(会長)

それでは、本題の「家庭系ごみ編」に議論を進めます。ごみ量自体は減少傾向にあります。その中で現在の基本方針を丸々変える必要があるかどうか。この点については、いかがでしょう。

資料2では前回の研究会の時に出てきた意見が「新たな視点案」として書かれています。特にご意見がなければ、この点を踏まえ、事務局の方で答申案を作成していただく流れになろうかと思いますがどうでしょう。

(委員)

先月、新しい環境事業センターを見学しましたが、従来のごみ処理センターとは考え方が大きく異なっていると感じました。説明によると、新しい環境事業センターは東京ドーム150杯くらいの処理ができます。もちろん経費も大幅に削減しています。ごみを燃やすたびに重油を使っていると思っていましたが、現在の施設は点火するときには使うものの、ある程度の温度に達すると重油を加えずに処理することができるらしいです。

また、電気も環境事業センターで発生させているようで、700～800世帯分を売電しています。そういった話を聞きましたので、「ごみは資源ではないか。だったらごみは増やさないといけないのではないか」と質問をしました。人口が減ってくれば、ごみも減ってくるでしょう。ごみの焼却炉は3つあるうち、2つしか稼働していません。稼働日数は365日です。まだまだ余力はあります。

ただ、可燃ごみに含まれる資源ごみについては、分けるようにした方がいいとも説明がありました。ごみを減らす視点については、前回の研究会でも意見がありましたが、可燃ごみに含まれている資源ごみについては、やっぱり分別しないといけないと思いました。

環境事業センターを見学すると、ごみに対する考え方が変わります。何か違ったことを言っていると思われるかもしれませんが、現場はそうになっています。そういったことを認識した上で、市民は資源ごみの分別排出を行わなければなりません。

(会長)

余剰電力は東京電力に売電しているのですか。

(事務局)

東電ではなく、PPSです。

(会長)

資源ごみを分けた方が焼却炉としてはいいというのがよく分からなかったのですが、プラスチック系のものは高カロリーなので、分別を考えなければ、むしろ混入していた方がいいように思うのですが。

(事務局)

単純に言えば、発電する一面だけをとってみればいいかもしれませんが、いろんなごみが入ってきて、ごみ質のカロリーに影響を受けます。そのため、炉内の温度は上下することになりますので、炉の管理が難しくなります。

(会長)

今の意見からすると分別の徹底を加えていく必要があると思います。その他にはいかがでしょう。

(委員)

前回の研究会の内容を踏まえ、事業系ごみの混入防止が新たな視点案として加わっています。ちなみ

に、西海岸商店街や本通り商店街の商店は、事業系ごみと家庭系ごみを分けているのでしょうか。

(事務局)

基本的には、店舗併用住宅における一般廃棄物のうち、自分の店から出る事業系一般廃棄物についてはステーションに出すことはできません。一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することになります。

事業系一般廃棄物も家庭系一般廃棄物も最終的には一般廃棄物として環境事業センターに搬入されますが、運搬の仕方は異なります。

(会長)

混入されている場合、資料1の2ページ目にある円グラフのうち家庭系ごみの割合が増加します。

(委員)

事業系ごみの処分は費用がかかりますよね。

(事務局)

はい。事業系一般廃棄物として処分費が必要になります。費用的な面もあるでしょうが、一般家庭が使用する集積所にごみを出している場合も見受けられます。そのため、市としてもパトロールを実施し、事業系ごみが排出されていた場合には指導を行っています。

(委員)

以前、西海岸商店街にはグレーのごみ箱が市から貸与されていました。各商店は店の前にそのごみ箱を置いて、事業系ごみだけを入れて、市に回収してもらっていたように記憶しています。今は、ごみ箱はありますが、回収はしていないのでしょうか。

(事務局)

以前は特定ごみ制度がありましたので、事業系一般廃棄物についても市が有料で回収していた時代があります。

(委員)

そのために市が置いたと思います。ただ、今も10軒1軒くらいは、店舗の前にそのごみ箱を置いて、普通にごみを出していますが。

(事務局)

事業系一般廃棄物を市が収集する制度は平成22年末で廃止しました。従いまして現在、平塚市で事業系一般廃棄物を収集している実態はございません。

廃止する際には商店街へ説明にあがりましたが、市が貸与したごみBOXについては、市が引き上げてよければ引き上げを行い、事業所で利用を希望する場合は引き続き貸与させていただくことといたしました。廃止した時期よりも、貸与しているごみBOXの数は減っていると思いますが、引き続き使用を希望された事業所については、事業系一般廃棄物を入れるものとして使用されています。

(会長)

その他にはいかがでしょうか。

(委員)

6月27日の研究会は出席しておりませんので、意見を申し上げるのもどうかと思いましたが、一言言わせていただくと、「新たな視点案」とありますが、ここに書いてある内容は新たな視点には該当しないような気がします。事業系ごみの混入防止はいいとしても、それ以外については前々から出ている内容です。あえて、付け加えるとすれば、分別の徹底という直接的な表現を入れておいた方がいいです。食教育とか環境教育といった内容は、前々から言われていることです。新たな視点とするのは恥ずかしいのでは。

(委員)

これは「減らす (reduce)」という枠組みでの新たな視点ということですよ。排出抑制というところでの新たな視点ということですよ。

(会長)

この新たな視点案には、現行の基本計画で弱いところを持ってきています。減量化はもっとやらないといけないことですが、現行の減量化においては、様々なことが置いてきぼりになっていると感じましたので、あえてここでは盛り込んでいます。

(委員)

「①減らす (reduce)」から書き始めているのも、まずはごみを減らしていくということですよ。

(委員)

現行の基本計画に入っていないからという理由で「新たな視点案」としてはありますが、ここで上がっている内容自体は前々から言われていることです。含んでいると考えてもよいはずではないでしょうか。もう少し踏み込んだ部分が必要です。ここでいう「新たな視点案」を出したときに、読んだ人がこんなことしか考えてないのかと思われかねません。

(会長)

「新たな視点」というかたちで基本計画に記述するわけではないのでそれは心配ないと思います。例えば、現行の基本計画において、廃棄物対策審議会の領分でないものはほとんど記載されていないのではないのでしょうか。教育に関連するものはどうですか。

(事務局)

特筆した記述はありません。

(会長)

現行では領分を守っているため、今まで言われていることも記述されていない面があります。「新たな視点案」という言葉については語弊があるかもしれませんが。

前回の研究会では、ごみを減らすということにかなり重点をおいて議論しました。先ほど委員が言われた分別意識、つまり、ごみの出し方については議論するところまでいきませんでした。そのため「②繰り返し使う (reuse)」以下の部分が空白となっています。本日はこの空白のところについて、意見をいただかないと。

(委員)

ごみの減量ということで、資料1の2ページ目の下段の表をみると、家庭系ごみの量が5年間で相当

減量してきたことがわかります。このままいけばより減りそうな感じがしますが、どういった理由からでしょうか。市民が努力してくれたのでしょうか、それとも景気が悪くなってしまったからなのでしょう。

(会長)

事業系ごみの絡みでしょうか。

(事務局)

直接、処理施設に持ち込まれているものはダンピングといって臨時検査をする場合があります。ごみの中を見ることで、分別されているか確認をしていますが、事業系ごみの絡みでここまで数字が下がっているとも思えません。理由の1つに、人口減ということも若干は影響しているかもしれません。

(委員)

近隣の自治体の様子を調べたことがあります。やはり同様に家庭ごみが減少してきています。家で食事を作るのが少なくなってきたとか、人口減が大きいという結果もあります。

(委員)

家庭系ごみや事業系ごみの減量効果について、市民や事業所の努力がという話がありましたが、例えば生産量に比例して何パーセントくらい減少したというような分析はされていませんか。

(事務局)

家庭系ごみの方は、詳細な分析はできていません。収集したごみ量がこうだったということです。事業系ごみについては、企業の進出等があるとどうしてもごみ量の増減がでてきてしまいます。既存の企業については、年間36万トン以上の多量排出事業者に対しては指導を行っています。

新たに企業が進出してくれること自体は、市としてありがたい面もありますが、環境サイドから見ると、事業系ごみは増えることとなります。事業系ごみは企業の進出、企業としての資源化の取組によっても変化します。

(会長)

家庭系ごみの目標については、単純に一人当たりの排出量を減らそうということです。つまり、かける人口が減れば、総量としても減っていくことになります。

(委員)

平塚市は人口が減りつつあるわけだから、比例してごみ量も減っていくということですね。

(会長)

総量はそうなります。

(委員)

前回、市からいただいた資料を見ると、平成21年度から平成25年度の事業系ごみの量はそんなに変わっていません。大きく減っているのは、家庭系ごみの燃せるごみで約4,000トン、燃せないごみで約1,000トンです。事業系ごみはそんなに大きくは変わっていませんが、家庭系ごみは変わってきています。これまで取り組んできたことが功を奏し、家庭系ごみについては減ってきたことは事実です。人口減や家の中で食べなくなったこと、外食するようになったこと等、理由はいろいろあるでしょう。

今後は、いかにごみを減らすのか、分析していかないといけないと思いますが、市も何故減ってきたのか、具体的には分からないのではないのでしょうか。

(委員)

こういう議論は、神奈川県内や広域のごみの実態を比較しないとけません。平塚市だけというよりも、全体的にごみはどうなってきたのか、参考にしないとけません。

傾向として、ごみ量が減ってきていることは非常に喜ばしいことです。景気動向の影響かは分かりませんが。

(会長)

市の方としても、大きく変えなければならない要素はないと思いますが。家庭系ごみについては。

(事務局)

減少傾向を示している中で、現行の基本計画の基本方針を別の方針に定めて、更に別の取組をしていかないという、逼迫した状況にはなってきてはいません。

(会長)

あと一人3グラムですよ。現行で解決していないものとして、事業系ごみの混入防止があげられますが、労力などを考えると限界もあります。これまでの未解決の問題に対し、どう取り組んでいくとよいか。

(委員)

現行の基本計画を見直すということですが、違うものを入れ込むということもなさそうですし、意味がよくわかりません。変えるのか、見直すのか、その辺の説明をもう一度お願いします。

(会長)

この前の研究会のときにも事務局からの説明でもありましたが、国の方針において、リサイクルに重点を置いてきた取組を、3Rの中でも特に排出抑制としての reduce により重きを置くように変わってきたことがあげられます。これは平塚市というより状況の変化です。

(事務局)

現行の基本計画は平成20年3月に策定された国の循環計画を受けて改訂しておりますが、その後、平成25年5月に国の循環計画が示されましたので、新たにこの点を踏まえる必要がございます。また、現行の基本計画は、1市2町で厨芥類資源化施設が設置される前提で計画されておりますし、環境事業センターも新しく稼働を始めましたので、計画目標値を若干修正することが必要です。そのため、全面的な見直しではなく、一部改訂により見直しすることを考えています。

(会長)

数値目標については広域化の状況を踏まえる必要がありますので、議論の部分はないと思います。数値的部分については、事務局に妥当なところを素案としてつくっていただき、それを委員に送っていただくということでもいいのではないのでしょうか。議論のつかかりがないので。そういうことで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、結構です。

(事務局)

わかりました。

(会長)

それでは、目標値は現行のものの修正を事務局にお願いします。残るは、3Rのうち、「減らす(reduce)」が最初にくるのは当たりまえですが、現行の基本計画の内容で十分なのかどうかというくらいですかね。もう1つ、先ほど委員から話のあった、分別の徹底については特効薬というかももう少し強化する術はないのでしょうか。

(委員)

分別は将来的にも重要だと思います。平塚市は全国的にも先駆的に取り組んできましたが、最近は遅れていると感じます。「減らす(reduce)」はもちろんです、分別の徹底についても、前向きな姿勢を出していくべきです。

(会長)

今、平塚市はプラスチック系のごみとそれ以外の分け方ですか。ペットボトルは別として。

(事務局)

資源再生物はペットボトルとプラクルの2種類です。

(会長)

食べ残しとか残渣のついたようなプラスチック系のはどちらになりますか。

(事務局)

取り除いてきれいに処理できれば、もちろんプラクルになります。汚れのひどいものは燃せるごみとなります。

(委員)

容器包装リサイクル法で定められているものは処理していますが、それ以外のプラスチックは含まれていません。

(事務局)

燃せないごみになります。

(委員)

先ほど、委員が仰ったのは、藤沢市あたりがそういったプラスチック関係も資源として再生化しているということを受けてのことなんでしょう。

(会長)

プラスチックだけを集めて燃やしているところはないのでしょうか。

(委員)

それは行政の判断になるのでは。プラスチック関係も結構種類が多いのが現状です。ペットボトル関係であれば容器包装リサイクル法の対象になります。

(会長)

カップラーメンとかの食べ物が付いているものは燃えるごみの方に分けて、そういうものが付いていないものはプラスチック（燃せないごみ）にするという自治体と、プラスチックならなんでも残渣がついても一緒にする自治体の2種類があります。一緒にしているところは、結局燃やしているのではないのでしょうか。

(委員)

燃やしてしまわないと焼却炉自体が・・・

(会長)

平塚の場合はきちんと資源化していますので分けないと。

(委員)

容器包装リサイクル法以外のプラスチックの中に何か食べ物が詰まっていれば、出すことは可能なのですか。

(委員)

秋田の焼却炉は温度が下がってしまい駄目になってしまうので何でも燃やしているようです。平塚の焼却炉は分別を前提とした焼却炉になっています。

(事務局)

小田原市の場合、プラは汚れていたら可燃に出すように指導しています。平塚市は汚れたプラについては洗って出すようにお願いしています。そこまでしか言っていません。

(委員)

当然資源になるものは洗浄してもらわないといけません。住民の役割です。

(委員)

洗わないで出す人は分けるということに関心がないのでは。私は牛乳パックを洗浄した後、開いて資源再生物として出していますが、特に若い人の中には生ごみと一緒に出してしまう方もいます。

(委員)

汚れた容器包装プラスチックを流水で洗って出すのは水道のムダになります。食器を洗った後の水を使って主婦は、そういったものをすすいで出しています。きれいな水でわざわざ洗って出すようなことはしていません。男性は特に気を付けてください。水に対する資源のムダはやめるべきです。

(委員)

以前、ごみ減量化婦人の会の委員だったとき、牛乳パックの洗浄について話を聞いたことがあります。その時も、洗浄にはきれいな水を使うのではなく、食器を洗った後の水を桶に貯めて、それを使って洗

浄してほしいというような話がありました。女性は男性に比べ、もったいないという意識が強いと思います。

(会長)

平塚において分別の徹底をもう少し強化できるのところ、余地とさえいってどこになるのでしょうか。

(事務局)

小型家電がこれから始まります。それと蛍光灯についてはこれからリサイクルする方向で進んでいます。剪定枝もそうです。直近ではその3つです。

(会長)

そのときに、可燃ごみに混入されている紙ごみをもっと分別させることはできますか。

(事務局)

紙ごみの混入は多いと思います。特に事業系については書類が結構でするので、個人情報が多いです。処理施設に持ち込むケースが多いですが、リサイクルするように毎回話はしています。

(会長)

個人情報が入った重要書類（紙ごみ）を溶解処理しているところはありませんか。

(事務局)

市から出るものについては、シュレッダーをかけてリサイクルしています。

(会長)

家庭ごみの中の紙ごみの混入は。

(事務局)

直接処理施設に持ち込まれる紙ごみについては、事業所からのものがそこそこ入ってきているように感じます。家庭系については、地域の資源再生物として出してもらっていると思いますが、時折教科書のように名前の書いてあるものを燃やしたいという相談を受けることがあります。やんわりと紙ごみは資源再生物として排出するよう話はしますが、それ以上は言えない部分があります。

(委員)

紙類を家庭の中で保管するとなると、新聞紙、送られてくるチラシや雑誌類などを紙類として保管しておかないといけません。その他にも、びん、缶、プラなどがあります。決まった日にごみステーションに出すまで、台所の一角にこういったものをきちんと分類して保管しなければなりません。

(会長)

平塚市では紙の分類は何種類ですか。

(事務局)

大きく分けると古紙という分類になりますが、その中には、「新聞」、「雑誌・本類」、「段ボール」、「牛乳等の紙パック」、「その他紙類」があります。「その他紙類」には名刺以上の大きさのもの、例えば包

装紙・紙箱・ハガキ・ノート・メモ用紙などが含まれています。

(会長)

新聞なら新聞だけを束ねなさいとか、広告は広告だけで束ねなさいということではないのですね。

(事務局)

新聞と広告は一緒に構いません。

(事務局)

牛乳パックだけは箱が置かれているので、そこに別に出していただきます。それ以外の紙類は雑誌もチラシも一緒にして束ねて出していただきます。

(委員)

大きいもの、例えば封筒などは新聞の方に入れず、紙袋に入れて出します。

(事務局)

とっていく業者は紙パックだけは別です。

(委員)

厚紙とか菓子折りの箱はつぶして紙袋にいれています。

(委員)

新聞は新聞屋が回収しています。トイレットペーパーが欲しいわけではないですが、資源のごみステーションまで持って行く必要がないので、皆さん利用しています。新聞紙をトイレットペーパーと交換しないで、ただで持っていってもらうところもあります。新聞1袋分となるとかなり重いですから。それ以外の紙は、雑紙としてごみステーションに出しています。

(委員)

そういう分別の強化と同時に野菜なんかの水切りといったものは、やはりやらないといけません。

(会長)

その他にどうでしょう。

(委員)

減らす方は順調にきているということなので、リユースの方に重点的にシフトしてもいいのではないのでしょうか。

(委員)

紙の使用が多いと思います。今回配布された資料は前回配布されたものと同じものです。紙の排出抑制を進めるためには、こういったところから始めてほしいです。

(事務局)

御指摘される点はあると思います。

(事務局)

ただ、この場合は御審議していただくところですので、皆さんにお配りしないで、審議不足になると困ります。庁内的には紙の使用は抑制するように言っています。委員の御指摘のとおり、資料配布については裏面活用等を含めなるべく必要最小限となるよう工夫したいと思います。

(委員)

結構議会なんかもそうですが、だぶっているものは必要ないと思います。確かに資料がないと困ることはあるかもしれませんが。

(事務局)

だぶりがないようにします。

(委員)

「①減らす (reduce)」の新たな視点案に書いてあります「エコクッキングの調理工夫」についてですが、平塚市ではママの会といって調理に関して一生懸命に取り組んでいる会がありますので、たとえば、エコクッキングの調理工夫の仕方をママの会の方に協力をいただき、ひらつか広報に掲載してはどうでしょうか。ごみ通信だと回覧で終わってしまいますので、興味のある方は読みますが、そうでない方はほとんど読みません。なかなか広報に掲載することは難しいという話も聞きますが、大事なことなので是非広報に載せていただくといいと思います。

(委員)

エコクッキングとはどういう料理のことですか。

(委員)

皮をきんぴらにするとかいろいろな料理方法をママの会には知っていると思います。

(委員)

ナパサなんかでも簡単な料理方法の紹介をママの会はやっていますよね。

(会長)

販売店や小売店による食品トレイの引取りなんかを基本計画の中に記載することはできますか。

(委員)

洗えば、プラクルに出せますが。

(会長)

でも、それは家庭系ごみに計算されます。

(委員)

スーパーに行くときに持って行くということですね。確かに、市内のスーパーで食品トレイの回収を行っているところはかなりの量が戻ってきているように感じます。ただ、回収可能なトレイは柄が付いてはいけないとかのルールがあります。市のプラごみとして出すときは関係ありませんが。

(会長)

白いトレイではないが、コンビニで引き取る場所もあります。そういったことを市の基本計画の中に書くことはできますか。

(委員)

買ってないものまでは持っていくことはできませんが、買ったものは事業者責任でいいと思います。もっと事業者責任を打ち出してもいいのでは。

(委員)

ただ、スーパーに出すとなると産業廃棄物になります。市の方にはきません。

(会長)

家庭系ごみと違って事業系ごみは有料になりますので、企業もコストパフォーマンスを良くしようと考えます。今は家庭系ごみの方に簡単に流れてしまっていますが。

(委員)

スーパーもなるべくトレイを使わないようにしているところもあります。熱心な方は自分の袋に入れるときに、バラにできるものはバラにしてトレイはお店に置いて帰ります。

(委員)

結果的に資源化すれば、平塚市の外にでていくわけなので、無駄になることはありません。

(会長)

100円ショップやコンビニでは、つつい使わないものを買ってしまいます。

(委員)

100円は便利ですから。

(会長)

今の事業者の部分については市の方で持ち帰り検討いただけますか。

(事務局)

現行の基本計画においても事業者の役割として循環的な利用の配慮については書いています。

(会長)

そこをもう一歩。

(事務局)

言葉は載せられても、実というか効果を求めていくことになります。提言をいただく中で、こんなかたちで指導をしてみたらどうかというようにセットでアイデアもいただけたらと思います。言葉だけ載せたところで、具体的に何をやるのかといったことになります。計画に載せるとなれば、施策と整合のとれるものになっていないといけません。事務局としても検討させていただきます。

(委員)

リサイクルや減量に協力してもらっている事業者がありますよね。店先にシールが貼ってますよね。それをもっと PR して増やし、平塚市全体に広げては。

(委員)

西海岸商店街にもあります。取組自体は結構前からあるのではないですか。

(事務局)

協力店の登録数は横ばいです。エリアとして手を挙げていただいたところについては効果をあげていると思います。

(委員)

どこの店舗が登録されているかは把握していますか。

(事務局)

はい。登録いただいた店舗については、ホームページ上で公開しています。今、お話いただいたのは平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度ということで、委員が仰るとおり西海岸商店振興組合をモデルに平成 8 年からスタートしています。最近の状況ですが、平成 23 年度で 218 店舗、平成 24 年度で 215 店舗の登録となっています。

(会長)

どういった内容を市のホームページ上で公開していますか。

(事務局)

協力店制度があるということ、店舗にステッカーを表示していただき、包装の簡素化や買い物袋の持参を推進していただいていることなどです。

(会長)

クリックすると一覧が表示されるのですか。

(事務局)

毎年、更新のために確認をしまして、その情報をホームページ上で公開しています。

(会長)

その他にどうでしょうか。

(委員)

資料 2 の 1 ページ目の家庭系ごみ編についてですが、「②繰り返し使う (reuse)」のところで、「トイレットペーパー等は再生品を選択する」とありますが、トイレットペーパーは古紙からつくられたものですから、「③再資源化 (recycle)」になりますよね。

(会長)

そうですね。

(委員)

2 ページ目の事業系ごみ編も同様かと思えます。

(会長)

それでは、これまでの議論を踏まえ答申素案の作成をお願いできますか。

(事務局)

今いただきましたご意見をもとに事務局で答申素案を作成し、素案を各委員に送付させていただきます。その素案に対し、意見をいただき、第3回目の審議会を開催し、最終的な調整をしていただきたいと思います。スケジュール予定については参考資料1をご覧ください。

(会長)

「家庭系ごみ編」以外にも「事業系ごみ編」、「その他」について、他に付け加えるべき点があれば最後にお聞きします。

(委員)

まず、資料1では国の第三次循環計画の目標値に対し、あと何グラムということが書かれていますが、素案づくりにおいては、この国の数値を目標とするのか、それとももう少し意気込みを見せた数値を設定するのでしょうか。国の目標値まであと3グラムだけだとするともう少し頑張っていく姿勢を見せてもいいのかなと思います。資料2のところで、「①減らす (reduce)」のところにコメントがありますが、先ほど剪定枝の資源化についても話がありました。また、生ごみもやらなくなっていくということもあります。こういったところも入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

行政として意気込みを示すことは簡単ですが、先ほどのご審議のとおり、やっていただくのは市民です。家庭系ごみ、事業系ごみとそれぞれありますが、まずは国の基準である総量890グラムに近づけていくことを基本的には考えています。現在考えている数値目標が低いと言われればそれまでですが、やっていただくのは市民です。一挙に高い数字を掲げても、市民から反発をもらっては終わりです。確かに、国の数値目標の達成する可能性は大きいかもしれませんが、しかし、市民にご努力いただくことで、それ以上の数字が実現できるものと考えています。

(事務局)

厨芥類資源化施設についてですが、広域の実施計画の方でも今見直し作業を進めているところです。当然、厨芥類資源化施設の計画を取りやめたことで、資源化率の方にも影響してきます。広域の方では厨芥類資源化施設を取りやめるものの、剪定枝資源化施設については進めていくというような表記はしていく予定です。なお、この一般廃棄物処理基本計画についても、リンクしている話になりますので、整合を図っていくこととなります。

(会長)

それを踏まえた数値目標ということですね。

(事務局)

はい。資源化率についてもその辺を試算しながら設定することになります。

(委員)

資料2の1ページにあります「①減らす (reduce)」の中の「食べきりげんまんプロジェクト」ですが、昨年9都県市ではじまったものです。食品残渣はすごい量が出ていますので、何か入れていただけるといいと思います。

(会長)

それでは事務局から何かありますか。

(事務局)

まず、1点目が小型家電の実証事業の試行実施についてです。先月7月23日にプレスリリースされているところですが、本年1月に環境省の実証事業に応募しておりましたところ、本年5月に採択されましたことから、公民館等を中心とした拠点回収により、使用済み小型家電の資源化を試行実施していくものです。27年度以降も無償譲渡されます回収ボックスを活用し、拠点回収を継続してまいります。開始時期は本年の10月1日からで、回収場所は中央公民館、大野公民館を除く地区公民館、市役所別館の循環型社会推進課の事務所、環境事業センター、リサイクルプラザ、資源回収協同組合様にも協力いただきまして資源回収センターの計29か所です。今後、案内チラシを広報ひらつかの9月第3金曜日号に併せて、各戸配布するなど周知に努めてまいりたいと考えております。

2点目が蛍光灯の適正処理の試行実施についてです。議会の6月定例会にて答弁しておりますが、蛍光灯の適正処理に向けた試行実施を、今年の10月から開始していく方向で準備を進めております。蛍光灯については、現在、燃せないごみで排出後、破碎処理場においてアルミ選別後、残渣を埋め立てておりますが、国では「水銀に関する水俣条約」の採択を受けて、国の動きに遅滞なく適正処理を実施していく必要があるため、試行実施していくものです。なお、市民の皆様の排出方法に変更はございません。また、収集された蛍光灯は、資源化業者に引き渡した後に、ガラス部分はグラスウールやセメント原料などに、口金部分はアルミ原料に、水銀は水銀試薬などに資源化されていきます。

最後に今後のスケジュールについて確認させていただきます。3回目の審議会は、11月中旬を予定しています。今年度は計画改訂以外にも一般廃棄物の許可についても諮問事項となっておりますので、審議会とは別に研究会を9月下旬に開催させていただきたいと考えております。日程は会長と調整させていただいた後、ご連絡いたします。

(会長)

それでは本日はこれで閉会といたします。お疲れ様でした。

以上